

グループホーム補助金の見直し方針の決定について

1. グループホーム補助金の経過

(1) 市の施設借上費補助制度の制定経緯について

- ・平成10年度、箕面市独自制度として、市内公営住宅GHと民間住宅GHとの家賃差の解消を目的に制度を開始。
- ・平成30年度、市内GHが全て民間住宅GHとなり制度当初の補助目的は解消したが、これまで補助を受けていた市内4事業者のGHについて補助を継続している。

※令和7年5月末時点 補助対象のGH利用者 66人（GH利用者総数220人の30%）

(2) 施設借上費補助見直しの経過

<令和元年度>

- ・見直し内容を決定
 - ◆施設借上費補助は令和2年度末までとし令和3年度から3年の経過措置とした（大家への賃料差額助成と利用者個人への激変緩和措置）
 - ◆経過措置終了後の令和6年度以降に、新たな整備促進策（スプリンクラー設備整備補助等）を制定することとした

<令和2年度>

- ・見直し延期決定（令和3年度は現行継続し、令和3年度に令和4年度以降の内容を検討。以下同）
- ・GH利用者アンケートを実施
- ・GH事業所アンケート（家賃額等に関する調査）、意見交換を実施
- ・GH事業所との意見交換を実施

<令和3年度>

- ・GH利用者及び事業所アンケートの結果報告・意見交換を実施
- ・GH事業所アンケート（高齢化・重度化対応に関する調査）、意見交換を実施

<令和4年度>

- ・施設借上費補助金にかかる新たな経過措置案を提示（経過措置期間：3年～最長12年）

<令和6年度>

- ・施設借上費補助金にかかるR4経過措置案を再提示（経過措置期間：3年～最長12年）
- ・施設整備費補助金にかかる新たな拡充策を提示（重度者対応GHの整備促進策）

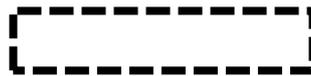
2. 見直し方針について

いただいたご意見を検討した結果、見直し方針を以下のとおりとします。

◆グループホーム補助金見直しの考え方

- ・制度や市内のグループホーム整備状況の経過から、施設借上費補助制度当初の補助目的は一定果たされている。
- ・今後は、不足している重度者対応のグループホーム整備促進に取り組む。

◆見直し方針



令和7年1月案からの変更点

(1) 施設借上費補助について

●現補助対象物件入居者への施策

- ・令和8年度から、入居者1人につき 毎年、一律 1,000 円/月 (12,000 円/年) ずつ段階的に補助額を引き下げていく (GH 家賃負担額によって経過措置期間が変わる)
 ※現行と同じく法人に対する補助として実施する。
 ※現補助対象法人のグループホーム入居者の急激な家賃負担増を避けるため、定額を減額していく。

●現補助対象物件入居者（生活保護受給者・今後生活保護受給となる入居者）への施策

- ・補助金見直しにより GH 家賃額が生活保護住宅扶助基準額 (39,000 円) を超過する場合原則、「基準額内の家賃額の GH に転居」又は「(法人負担による) 住宅扶助基準内への家賃額変更」が必要となる。ただし、本人の障害特性などやむを得ないと認められる理由によって、転居先 GH が見つからない場合は、以下の対応とする。
 - ① 制度上、世帯員の状況等やむを得ないと認められるものについては特別基準額 (基準額×1.3) までの認定が可能であるため、福祉事務所内で調整を行う。
 - ② 特別基準額を超過する場合は、利用者負担家賃額が特別基準額内になるよう基準額超過分を市が法人に補助する。

●その他の GH 入居者、今後新たに GH に入居する入居者の家賃負担軽減

- ・GH 利用者の家賃負担軽減施策として、国の家賃補助 (補足給付) を全国一律 1 万円から、地域区分に応じた金額に拡充されるよう国に対して継続的に要望を行う。

(2) 施設整備費補助について

- ・令和8年度から高齢化、重度化に対応できる GH 整備促進のため補助内容を拡充 (毎年 2～3 か所の高齢化、重度化に対応できる GH の整備を想定)
- ・新規開設 GH: 賃貸物件での新規開設補助 (スプリンクラー整備費等)
- ・既存 GH: 賃貸物件で入居中の利用者の重度化対応に要する改修費補助
- ・既存 GH: 国補助金の事前協議結果が未採択の場合のスプリンクラー整備費補助